

不動産執行事件及び債権執行事件の取扱い庁変更について

鹿児島地方裁判所

鹿児島地方裁判所加治木支部及び川内支部で取り扱っている不動産執行事件及び債権執行事件についても、鹿児島地方裁判所本庁で取り扱うこととなります。これに伴い、鹿児島地方裁判所本庁が取り扱う不動産執行事件及び債権執行事件の管轄区域が下記のとおり変更になります。

記

1 対象となる事件の種類

- (1) 不動産強制競売事件，不動産強制管理事件（ヌ）
- (2) 担保不動産競売事件，担保不動産収益執行事件（ケ）
- (3) 債権執行事件（ル），（ナ）
- (4) 債権配当等手続事件（リ）（ヲ）

2 新しい管轄区域

鹿児島地方裁判所，同加治木支部，同知覧支部及び同川内支部の各管轄区域

3 変更時期

平成31年4月1日から鹿児島地方裁判所加治木支部，同川内支部の各管轄区域の不動産執行事件及び債権執行事件の申立ては鹿児島地方裁判所本庁が管轄することになります。

なお，この変更先立って，平成31年2月1日から同年3月31日までの間は，これまで加治木支部及び川内支部の各管轄区域の不動産執行事件及び債権執行事件について，管轄支部と鹿児島地方裁判所本庁のいずれに対しても申立てができる取扱いとなります。ただし，債権執行事件については，同年3月12日以降は，鹿児島地方裁判所本庁に申し立てられるよう御協力をお願いします。

おって、すでに加治木支部及び川内支部に係属している事件については、平成31年1月以降、進行状況を踏まえながら順次鹿児島地方裁判所本庁に回付されます。回付された事件については、事件関係者の方に対して通知書が送られますので、本庁における新しい事件番号等を確認してください。

問い合わせ先

〒892-8501

鹿児島市山下町13番47号

鹿児島地方裁判所本庁 不動産執行係

電話099-808-3741

099-808-3742

鹿児島地方裁判所本庁 債権執行係

電話099-808-3743